

平成18年第2回常陸太田市議会臨時会会議録

平成18年5月31日(水)

議事日程(第1号)

平成18年5月31日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市市税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市営斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度常陸太田市一般会計補正予算(第7号))
- 報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第6号))
- 報告第 7号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度常陸太田市一般会計補正予算(第1号))
- 日程第 3 議員提案第4号 常陸太田市議会解散請求に対する弁明書の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第1号ないし報告第7号(一括上程, 提案理由説明, 質疑, 討論, 採決)
- 日程第 3 議員提案第4号(提案理由説明, 討論, 採決)

出席議員

議長	生田目 久 夫 君	副議長	岩 間 成 行 君
3番	平 山 晶 邦 君	4番	豊 田 吉 三 君
5番	福 地 正 文 君	6番	高 星 勝 幸 君
7番	菊 池 伸 也 君	8番	関 英 喜 君
9番	田 尻 求 士 君	12番	田 所 美 朗 君
13番	大 森 康 多 君	14番	金 沢 広 道 君
15番	荒 井 康 夫 君	16番	石 崎 拓 也 君

17番	成井小太郎君	18番	山口恒男君
19番	川又照雄君	20番	後藤守君
21番	茅根猛君	23番	小林英機君
24番	沢島亮君	25番	興野勉君
26番	立原正一君	27番	矢部正心君
28番	井上清一君	29番	椎名久寿君
30番	和田輝正君	31番	木村茂男君
32番	小田部功君	33番	永井猛君
34番	井坂勝安君	35番	吉成和昭君
36番	梶山昭一君	37番	小林一三君
38番	中嶋満君	40番	山本昌君
41番	堀江欣寿君	42番	川上和衛君
43番	岩間国高君	44番	綿引猛始君
46番	綿引義明君	47番	須藤健志君
48番	片野宗隆君	51番	平根喜八郎君
52番	成井一夫君	54番	宇野隆子君
55番	小林信房君	56番	吉村誠君
57番	平山英君	58番	萩谷俊昭君
59番	小祝隆雄君	60番	益子寿君
61番	天木元君	62番	井上正重君
63番	平山伝君	64番	宮本昭君
65番	宮田欣三君	66番	酒井勝君
67番	木村徳二君	68番	藤田五郎君

欠席議員

10番 石山良春君

説明のため出席した者

市長	大久保太一君	助役	梅原勤君
教育長	小林啓徳君	市長公室長	川又善行君
総務部長	柴田稔君	市民生活部長	綿引優君
保健福祉部長	増子修君	産業部長	小林平君
建設部長	川又和彦君	金砂郷支所長	菊池勝美君
水府支所長	根本洋治君	里美支所長	大森茂樹君
水道部長	西野勲君	消防長	篠原麻男君
教育次長	岡部恒雄君	秘書課長	山崎修一君

総務課長 大和田 隆 君 参事兼出納室長 大谷 利行 君

事務局職員出席者

事務局長 椎名 義夫 副参事 佐川 尚樹
次長兼庶務係長 吉成 賢一 議事係長 岡田 和也

午前10時開会

議長（生田目久夫君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は60名であります。

便宜欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承を願います。10番石山良春君，以上1名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成18年第2回常陸太田市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（生田目久夫君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により

9番 田尻 求士 君 44番 綿引 猛始 君

の両君を指名いたします。

諸般の報告

議長（生田目久夫君） 諸般の報告を行います。

去る4月6日、高木将君、益子慎哉君から、また、4月18日、斎藤三郎君から、さらに、5月17日、黒沢義久君、深谷秀峰君から、一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、それぞれ同日に許可をいたしましたので、ご報告をいたします。

次に、監査委員から、平成18年3月、4月及び5月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたのでご報告をいたします。

市長	大久保 太一 君	助 役	梅原 勤 君
教育長	小林 啓徳 君	市長公室長	川又 善行 君
総務部長	柴田 稔 君	市民生活部長	綿引 優 君
保健福祉部長	増子 修 君	産業部長	小林 平 君
建設部長	川又 和彦 君	金砂郷支所長	菊池 勝美 君

水府支所長	根本洋治君	里美支所長	大森茂樹君
水道部長	西野勲君	消防長	篠原麻男君
教育次長	岡部恒雄君	参事兼出納室長	大谷利行君
秘書課長	山崎修一君	総務課長	大和田隆君

以上、18名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

この際、市長より招集のごあいさつを願います。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成18年第2回市議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、臨時会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用中にもかかわらずご出席を賜り、まことにありがとうございます。日ごろから、市政の進展とその円滑な運営のため格別なるご高配をいただき、この機会に改めまして心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本日、特に臨時会を招集いたしましたのは、地方自治法第101条第1項の規定に基づき、常陸太田市議会解散請求に対する弁明書の提出についてを付議事件として、臨時会の招集請求があったことによるものでございます。

あわせて、本日もご提案いたします案件は、専決処分の承認を求めることについて7件でございます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに、助役よりそれぞれご説明いたします。専決処分にかかわる議案につきましては、慎重にご審議いただき、原案のとおり承認を賜りますようお願いを申し上げまして、招集のあいさつといたします。よろしく願いいたします。

議長（生田目久夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

議長（生田目久夫君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りといたします。

日程第2 報告第1号ないし報告第7号

議長（生田目久夫君） 次，日程第2，報告第1号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例），報告第2号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例），報告第3号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例），報告第4号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市営斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例），報告第5号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）），報告第6号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第6号）），報告第7号専決処分の承認を求めることについて（平成18年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）），以上7件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。助役。

〔助役 梅原勤君登壇〕

助役（梅原勤君） 提案者にかわりまして，報告をさせていただきます。

議案書の1ページをお開き願います。報告第1号専決処分の承認を求めることについて，地方自治法第179条第1項の規定により，別紙のとおり専決処分をしたので，同条第3項の規定によりこれを報告し，承認を求めます。平成18年5月31日報告，市長名。

2ページに専決処分書の写しがございます。お開き願います。地方税法等の改正に伴い，平成18年4月1日から下記の条例を施行する必要があるため，議会を招集する暇がないと認めるので，地方自治法第179条第1項の規定により，下記の条例を次のとおり専決処分する。記，常陸太田市市税条例の一部を改正する条例，平成18年3月31日，市長名。

この条例の改正は，国から地方への税源移譲に伴うものでございまして，具体的な内容は，25ページの新旧対照表をもちまして，主な内容に絞りました。ご説明をさせていただきます。

まず，10条でございますが，従来，市民税の均等割の非課税につきましては，合計所得金額28万円に，配偶者や扶養義務者1人に対しましてこれまでは17万6,000円を加算していたものが，今後は16万8,000円を加算となったものでございます。

27ページ下段の16条の2の所得控除でございますけれども，市民税の申告において，損害保険料が廃止になり，新たに地震保険料控除が創設されたものでございます。

次のページの16条の3，所得割の税率ですが，税源移譲に係る税率改正であります。ことしまでは，所得額によって3%，8%，12%の3段階の税率となっておりますが，これを一律6%課税とするものでございます。なお，この市民税が増額となった分につきましては，それに見合う所得税が減額となります。

16条の4，6，7，8につきましては，税源移譲に伴う条文の整理等でございます。

31ページ下段に移りまして，18条の2，市民税の申告については，所得税法の改正により，給与の源泉徴収票にかわり，電磁的な方法により提出することができるようになったものでございます。

33ページ中ほどの第33条の4，分離課税に係る所得割の税率についても，税源移譲に係る税率の改正で，一律6%課税となります。

34ページ中ほどの第40条固定資産税の課税標準につきましては、文化財保護法に規定する家屋の敷地についても、住宅用地に対する課税標準の特例を適用対象とするための改正です。

35ページ、第72条たばこ税の税率につきましては、1,000本当たり321円を引き上げるものでございます。

続いて、35ページの附則の改正でございますけれども、まず、第2条の4、市民税の所得割の非課税の範囲等につきましては、生活保護の基準額改定に伴いまして、35万円が32万円となったものです。その他は、税源移譲による条文の整理です。

下の方の第3条から41ページの第5条につきましては、地方税法の条文が移動したことに伴う改正でございます。

続く第5条の3につきましては、税源移譲により所得税の住宅ローン減税を受けている人の減税額が少なくなった場合に、個人市民税で減額措置を行うものでございます。

次の第6条2項につきましては、肉用牛のうちの免税対象外の飼育牛が含まれている場合の税率の引き下げでございます。

第7条につきましては、主として税源移譲による条文の整理でございます。

44ページの第8条の2第5項、これは46ページになりますけれども、住宅耐震改修を実施した家屋に対する減額措置の創設でございます。昭和57年1月1日以前に建築された家屋で、建築基準法に適應した、いわゆる工事費30万円以上の改修工事を行った場合に、面積120平米まで最高で3年間2分の1を減額するもので、その申告内容でございます。

47ページから49ページにかけての第9条の2につきましては、宅地等で地価が下落している場合等において、引き続き平成19、20年度も下落修正を行うことができるとする改正でございます。

第10条の宅地等に係る固定資産税の額につきましては、従来は課税標準額の2.5%を加算していたものを、評価額の5%を加算した額を上限の課税標準額とするものでございます。ただし、第2項から第6項につきましては、課税標準額の下限について評価額の20%とすることや、負担水準が高い土地につきましては、前年度課税標準額を据え置く措置、また、商業地等で負担水準が70%を超える土地につきましては、課税標準額を評価額の70%にする特例措置です。

52ページ、第11条でございます。農地に係る負担調整を今後3年間従来どおりとする改正です。

56ページの第14条の2、たばこ税の税率の特例につきましては、第2項で旧3級品の紙巻たばこにつきまして、152円引き上げるとする改正でございます。

次の14条の4から、76ページ後ろへ飛びまして16条の9の2まででございますけれども、これは、税源移譲に伴う税率改正及び地方税法等の条文整理等によるものでございます。

81ページの方に移りまして、16条の10は削除となりまして、これによりまして、個人市民税の定率減税は廃止となります。

82ページには、第2条による改正があります。

第6条の9の2は、税源移譲に伴う条文整理等の改正です。

恐れ入りますが、18ページに戻っていただきます。18ページの方にお戻りいただきまして、最下段に附則がございます。この附則中、第1条は施行期日で、平成18年4月1日からですが、ただし書きの中で、1号のたばこ税の引き上げについては平成18年7月1日から、2号の固定資産税の軽減につきましては平成18年10月1日から、3号の市民税の退職所得に係る分離課税関係につきましては平成19年1月1日から、4号の市民税の税源移譲関係につきましては19年4月1日から、5号の地震保険料の控除につきましては20年1月1日から、6号の市民税の配当割、株式譲渡所得割につきましては平成20年4月1日からとなります。

第2条が、市民税にかかわる経過措置でございます。第1項が非課税関係で、平成18年度以降に適用するというものです。第2項が税源移譲関係で、平成19年度以降に適用する、第3項が退職所得にかかわる分離課税関係で、平成19年1月1日以降に適用する、4、5項が地震保険料関係で、平成20年度以降に適用する、第6項が配当割株式譲渡所得関係で、平成20年以降に適用する、第7項が法人市民税関係で、施行日以後に適用するとするものです。

20ページ下段に第3条がございますが、税源移譲関係で、人的控除額による減税措置や申告、還付、通知などの規定でございます。

22ページの第4条が、固定資産税に関する経過措置でございます。第1項が新条例の規定で、平成18年度以降に適用するとしております。

第5条が、たばこ税に関する経過措置です。第1項は、平成18年7月1日前については従来どおり、第2項から6項につきましては、在庫について、手持ち品として課税するための規定でございます。

第6条につきましては、文言の改正でございます。

続きまして、85ページをお開き願います。報告第2号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。平成18年5月31日報告、市長名でございます。

次のページに専決処分書の写しがございます。地方税法等の改正に伴い、平成18年4月1日から下記の条例を施行する必要があるため、議会を招集する暇がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分する。記、常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例、平成18年3月31日、市長名。

91ページをお開きいただきます。新旧対照表で内容についてご説明をいたします。2の宅地等に対して課する平成18年度から20年度までの各年度分の都市計画税の特例につきましてですが、固定資産税と同じ内容で、課税標準額の特例措置でございます。

8の農地に対して課する平成18年から20年度までの各年度分の都市計画税の特例につきましては、これにつきましても固定資産税と同じ内容でございまして、農地に係る負担調整を今後3年間従来どおりとするものでございます。これ以外は、改正に伴う条文の整理でございます。

90ページに附則がございます。この条例は平成18年4月1日から施行する。経過措置としまして、18年度以後の分について適用し、それ以前の17年度は、従前の例による都市計画税

の規定を適用するという経過措置でございます。

次に、97ページをお開きいただきます。報告第3号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。平成18年5月31日報告、市長名。

次のページに写しがございます。専決処分書、地方税法等の改正に伴い、平成18年4月1日から下記の条例を施行する必要があるため、議会を招集する暇がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分する。記、常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、平成18年3月31日、市長名でございます。

内容につきましては、103ページをお開きいただきます。新旧対照表でございますが、国民健康保険税条例第2条第3項介護納付金の課税額でございます。地方税法施行令の改正によりまして、限度額8万円だったものを9万円とするものでございます。

次に、第14条第1号、2号でございますが、これは、国保税に係る地方税法の適用条項の変更でございます。

104ページをお開き願います。附則第2項でございます。これは、所得税法の改正に伴う国保税条例の経過措置を条文化したものでございます。

104ページから107ページの附則第3、第4、第5、第6項につきましては、地方税法の附則の新設により、公的年金の控除の額が140万円から120万円に引き下げになりましたので、その緩和措置としてそれぞれ控除額を規定したものでございます。

107ページ、108ページの附則第15項、第16項につきましては、従来、課税の算定に組み入れてなかった外国株の配当、利子等の所得についても、国保税条例の課税の特例として算定するものでございます。

101ページに附則がございます。この条例は平成18年4月1日から施行するということとしております。

続きまして、110ページをお開きいただきます。報告第4号に移らせていただきます。報告第4号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。平成18年5月31日報告、市長名でございます。

111ページは専決処分書の写しでございます。専決処分書、霊柩車業務を指定管理者に行わせる期日を延期することに伴い、平成18年3月31日から下記の条例を施行する必要があるため、議会を招集する暇がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分する。記、常陸太田市営斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。平成18年3月31日、市長名。

113ページをお開き願います。新旧対照表により説明いたします。昨年12月に改正しました条例の施行期日を、現行の平成18年4月1日から、市規則で定める日に改めるものでございます。

112ページ、前のページに戻っていただきまして、附則で、公布の日から施行するとしてお

ります。

この霊柩車運行について、簡単にご説明申し上げます。この業務につきましましては、貨物自動車運送事業法に基づきまして営業許可が必要でありまして、指定管理先であります財団法人里美ふるさと振興公社が3月初旬に営業譲渡の申請をしておりましたが、年度内の許可が無理とのことで、指定管理者に行わせる期日を延期したものでございます。この間は、従来どおりの市直営で運行しておりまして、認可書交付後に年度協定の変更を行い、指定管理者に移行させていただく予定でございます。

続きまして、報告第5号に移らせていただきます。114ページになります。お聞き願います。報告第5号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。平成18年5月31日、市長名でございます。

次の115ページに専決処分書の写しがございます。地方交付税の確定及び市債の変更等による予算措置について、議会を招集する暇がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成17年度常陸太田市一般会計補正予算(第7号)、平成18年3月31日、市長名でございます。

117ページをお開きいただいて、ここでお話をさせていただきますが、平成17年度常陸太田市一般会計補正予算でございます。17年度常陸太田市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ543万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235億9,529万5,000円とする。第2条地方債の変更は第2表地方債補正による。平成18年3月31日専決、市長名でございます。

事項別明細により説明をさせていただきます。124ページをお開き願います。124ページの歳入でございますが、第2款地方譲与税から第11款交通安全対策特別交付金までの補正は、それぞれの3月期の交付額の確定によるものでございます。

第14款国庫支出金につきましては、里美中学校建設事業で、国の補助単価の引き上げに伴いまして、国の負担金と補助金が増額となりました。また、アスベスト対策事業費補助が新設されまして、採択を受けることができましたので、新たに計上するものであります。

126ページの第18款繰入金であります。各種交付金、交付税等の増額、国庫支出金の増額、交付税に元利償還金が算入される財源対策債の配分があったことなどによりまして、財源を確保することができましたので、基金繰入金を減額するものでございます。さらに、諸収入につきましましては、第6号補正計上後に退職を申し出た消防団員に対する退職報償金の受入金であります。市債につきましては、事業費の確定による減額と、中学校債や臨時地方道整備事業債などで、元利償還金が交付税に算入される市債を増額するものでございます。

127ページの歳出であります。減債基金への積立金につきましては、里川地区に建設をしました携帯電話の通信用鉄塔の使用分担金を過疎債の償還金に充てるため、減債基金へ積み立てるものでございます。消防団員退職報償費につきましては、歳入でご説明申しましたように、消防団員の退職者がふえたことによるものでございます。

121ページに戻っていただきたいと思います。第2表地方債の補正でございます。先ほど申し上げましたように、事業費の確定に伴う減額とあわせまして、元利償還金が交付税に算入される市債を増額するものでございます。

続きまして、報告第6号に移らせていただきます。129ページをお開きいただきます。報告第6号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。平成18年5月31日、市長名でございます。

130ページは専決処分書の写しがございます。専決処分書、平成17年度那珂久慈流域下水道建設工事費負担金に伴う予算措置について、議会を招集する暇がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成17年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第6号)、平成18年3月31日、市長名でございます。

132ページをお開き願います。平成17年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第6号)でございます。平成17年度常陸太田市の下水道事業特別会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによっております。第1条繰越明許費の追加は、第1表繰越明許費補正による。平成18年3月31日専決、市長名でございます。

133ページ、次のページをお開き願います。第1表繰越明許費の補正でございます。17年度的那珂久慈流域下水道建設工事費負担金につきまして、県より予算繰り越しの決定通知がありましたので、58万2,000円を追加するものでございます。

続きまして、134ページでございますが、報告第7号に移らせていただきます。お開き願います。本案件につきましては、議案書配付の後に印刷ミスが判明いたしましたので、一昨日、訂正をさせていただきます。145ページの補正予算給与費明細書のその他の特別職の職員数に印刷ミスが生じたことにより、訂正をさせていただいたものでございます。今後、こうしたミスが生じないよう努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご説明を申し上げます。報告第7号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。平成18年5月31日、市長名。

次の135ページが専決処分の写しでございます。専決処分書、市議会解散投票に係る予算措置について、議会を招集する暇がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。平成18年度常陸太田市一般会計補正予算(第1号)、平成18年5月17日、市長名。

137ページをお開きいただきます。平成18年度常陸太田市一般会計補正予算(第1号)でございます。平成18年度常陸太田市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,028万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238億1,128万4,000円とする。平成18年5月17日専決、市長名でございます。

内容につきましては、事項別明細によりご説明をいたします。142ページをお開き願います。

歳入でございます。繰入金は、財政調整基金から繰り入れるものでございます。歳出につきましては、143ページにございますが、投票に要する経費といたしまして、投票管理者や立会人などの報酬341万4,000円、職員の時間外勤務手当1,907万4,000円や、投票所入場券の郵送料、作成委託料などが主な支出となっております。

以上でございます。

議長（生田目久夫君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。26番立原正一君の発言を許します。

〔26番 立原正一君登壇〕

26番（立原正一君） 議員席26番の立原正一でございます。私は、議員の責務により、通告順に質疑をいたします。

初めに、お忙しい中、たくさんの傍聴いただいております皆様には感謝申し上げます。ありがとうございます。

私は、今臨時議会では、議案はなく、専決処分の報告ということでございまして、7件全般について質疑をしていきたいと考えております。

初めに、報告第1号でございます。専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例）でございます。今、助役より初めてのご説明をいただきまして、さすがに教育者であると考えてございまして、すばらしい説明をいただきまして、ありがとうございました。

しかし、この条例によりますと、すらすら説明していけば、そのとおりだろうということですが、今回の7件につきましては専決処分ということでございまして、私たち議員といたしましては、ただわかりましたというふうにはいかないわけでございます。私は、いつも専決処分ににつきましては、議員は常に招集されれば来るもの、ですから、議員の方からして、議会を開催する暇がないということに對しましては、非常に疑義を持っているわけでございます。

それにつきまして、1ページにありますのは、地方自治法第179条第1項の規定とありますが、この規定は、普通公共団体の長は次の会議においてこれを議会に報告して、承認を求めなければならないとあるわけでございます。

次に、その処分書の中には、同じく地方税法の改正ということがありまして、地方自治法179条第1項の規定とあります。これにつきまして、よく皆さんにご紹介しておきたいのですが、これは、普通公共団体の議会が成立しないとき、なお、会議を開くことができないとき、そして、議会の長においては議会を招集する暇がないと認めるとき、また、議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができるわけでございます。

また、第113条には、これは議会議員の定数の問題であるわけでございますが、公共団体の議会は、半数以上の議員が出席しなければ議会を開くことができないというふうなことがうたわれてございまして、決して議会を開催する暇がないという事実はないというふうに私は考えてお

りまして、ここで第1点でございますが、これまでも、冒頭で申し上げましたように、できる限り臨時議会を開きまして、議員の論議をした上での採決をお願いしたいということをおっしゃったわけでございますが、今回、3月議会が24日で終わっているわけございまして、その間今日まで、いろんな諸般の事情から臨時全協等もあったわけございまして、これを臨時議会に格上げするということはできなかったわけではないというふうに考えているわけございまして、その辺を含めまして、今回の7件の専決処分についての見解、その辺をお伺いしたいと思います。

2つ目でございますが、これは国政の地方税法の改正によるものでございますから、あまり難しいことは言うつもりはございません。しかし、3ページからいろいろと数多くの枚数によりまして、今回の条例が改正されているわけでございます。私は、その中でわかりやすく説明いただきたいということで、まず、3ページの法人税割の税率として、第16条の4、法人税の税率は100分の14.7とするとあります。これは、以前からこのようになって、予算計上もされておるわけでございますが、予算額との対比で何うわけでございますが、ここにあって取り上げてきた内容は説明にもありましたけれども、具体的にお伺いしておきたいと考えます。

それから、3つ目でございますが、地方税法の改正について、安くなることは、私ほか住民すべて同じだと思っておるわけでございますが、今回の三位一体の中でいろいろ改定がされておるわけございまして、お伺いしたいのは、本条例によって、常陸太田市、住民にとって何がよくなったか、何が悪くなったのか、全額等は前年比どのぐらいの額となるのか、その辺をまとめた中で、詳細にわかりやすくご説明いただきたいと思っております。

次に、報告第2号でございます。これは、都市計画税条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきまして、同じく住民にとって利益、不利益の2つを考察した場合に、おのおのどのようになっているのか、それをお伺いします。

それと、もう1点でございますが、今回のこの改正のポイントはどこにあるのか、それをお伺いしたいと思いますと思っております。

次に、報告第3号でございます。これは、常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましても1点でございますが、改正の内容はいろいろ説明を受けておりまして、概略はわかったわけでございますが、1点をまとめまして、内容の真意をお伺いしたいと考えてございます。

次に、報告第4号でございますが、これにつきましては、太田市の斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正ということでございまして、先ほど、説明の中では指定管理者というふうなことがありまして、これらの期日を延期するという説明がございました。この指定管理者制度につきましては、昨年から今年にかけて当市も動きまして、制定をされたわけございまして、決して議会を招集する暇がないというようなことはないわけございまして、専決処分した理由、この辺をお伺いしたいと思いますと思っております。

それから、1点目はそれでございますが、2点目でございますが、「指定管理者に行わせる期日を延期することに伴い」というふうなことがうたわれてございまして、改正前後のポイントと、これは会計年度等はどのようになっているのか、その辺の問題がないのかをご質疑いたします。

次に、報告第5でございますが、これにつきましては一般会計ということでございまして、中身をちょっとお伺いしたいと思っております。これにつきましては、私は、質疑の提案をした中での調整の中で、二、三点理解しているところがございまして、それについては説明は結構でございますが、ページ118から119にかけて収入の補正が出ておりますが、その中で1点でございますが、ゴルフ場利用の交付金は款の7項にございます。ゴルフ場利用税交付金につきまして、1億500万が当初予算でございますが、補正を216万2,000円としておりまして、1億716万2,000円が最終値になってございます。これは、予算と対比していきますと102%というふうに、非常にありがたい数字になったわけでございますが、ゴルフ場ごとの詳細をご説明いただければと考えてございます。よろしくお伺いしたいと思っております。

続きまして、その項でございますが……、これは後にしていきたいと考えてございますので、次に、第6号でございます。これは下水道事業特別会計補正予算でございますが、繰越明許の追加ということで、繰越明許費補正ということでございまして、決定通知が3月に入ったということでございますので、これにつきましては理解をいたしましたので、結構でございます。

最後になります。第7号でございます。常陸太田市一般会計補正予算(第1号)でございますが、これにつきましては、ページ143、それから144、145とございます。この中で、まず、冒頭に申し上げておかなければなりません。助役の説明では、この補正予算給与費明細書の中を、印刷ミスがあったために、皆さんのところにご迷惑をかけながら訂正書類を届けたということであると、聞いている方はどうなっているかと思っておるでございまいしょうが、印刷ミスということは、原稿がそうなっているからそのとおりに印刷されたんだと私は思うんですね。印刷ミスということは、私はその言葉に非常に重みがあると思うんですよ。

決してこれは印刷ミスじゃないんです。これは、私が事前に調整する中で、このページ143の歳出の中で、341万4,000円という数字が、これはどういうふうな形で使われるんだということを聞いたときに、裏を返しまして、その補正予算の中に、最終的に補正前後の比較をしますと、33だ。数字が341万4,000円となっている、これを私が指摘したわけですよ。これは合わないんですよ。だから、助役が言っていますように、印刷ミスなんていう言葉はどこから出るんですか。これは印刷屋さん大変なことを、行って土下座して謝るほかないんじゃないでしょうか、助役。

それで、このときも私は……。この33が194になっているわけです。33でもって341万4,000円はないだろうと言ったときに、管理者の方は、それは問題なかったんだ、間違いないんだということを担当は認めたわけですよ。そういうふうな背景があったわけですよ。ですから、そういう訂正は、ただ訂正をするからいいんだじゃなくて、訂正を受けた上司の方はその経過をよく確認しまして、皆さんに間違っていないかどうかを、自分たちが考えてやるべきだろうと私は思うんですよ。そういうことがなされず、執行部のやっていることは正しいんだということで、印刷ミスで片づけるということは言語道断でしょう。どうですか。

そういうところも申し上げまして質疑に入りますが、143ページでございます。これの歳出のところ、まず、款の目でございますが、8の市議会議員解散投票費としまして、これは補正

の前後はありませんね。当然、これは考えられていなかったわけでございますから、ここで3,028万4,000円の補正がされたわけでございます。その中で今問題になっているところが、節の1項の報酬のところ、341万4,000円というお金が出るわけでございます。これにつきましていろいろ、投票所管理者報酬、期日前投票所投票管理者報酬、投票所投票立会人報酬、期日前投票所投票立会人報酬、選挙長報酬、選挙立会人の報酬とありまして、この6項目がありまして、341万4,000円となったわけですね。これは、補正予算を対比しますと、11.3%がこの報酬にかかっているわけでございます。

その中で、この341万4,000円は、おのおの人数、1人当たりの金額と、それから拘束する人数のための時間帯を表にまとめて提出していただきたいとお願いしておきましたんですが、その辺でご説明いただきたいと考えてございます。

そのときに、大体250名程度ですという話があったんですが、それが先ほどの比較の中の訂正された項に匹敵するんだろうと私は考えたわけでございます。

次に、同じくその節でございますが、3番の職員の手当等でございます。ここに1,917万6,000円の時間外手当というのがあるわけでございます。これは、時間外勤務手当1,907万4,000円、管理職特別勤務手当が10万2,000円ということでございます。この辺も、この内容をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、節の9番でございますが、ここに普通旅費とあるんですが、3万8,000円で少ないだろうと思っておりますが、やはり当市にお金がないんだということを言われているわけでございますから、できる限り節約するということを考えれば、必要ないものについては予算計上すべきじゃないと考えまして、お伺いするわけございまして、この普通旅費はどのようなものかをお伺いしたいと思います。

次に、需用費でございます。ここに227万8,000円という金額が計上されてございます。これにつきましては、補正予算の予算を対比しますと2.7%。これは消費税に匹敵するわけございまして、当市としましては非常にもったいないというふうなお金だと思っております。ここで、食糧費82万6,000円というのが計上されておりますね。これがどういうふうな形の中で使われるのかというようなことに、私は疑問を持っているわけです。

私はこの席に入らせていただきまして、当市の使っている食糧費につきましては非常に目を光らせてきまして、昨今はそれが半分になってきたということになって、確かな数字となっております。しかし、私は、町内の商店主の方が言われるのは、立原さんが食糧費を責めているから、うちは売り上げが少なくなったという声もいただいているわけですよ。私は、決して食糧をやめろと言っているわけじゃないんです。この中には、報酬を払っている方に食費を出しているわけですよ。こういう二重構造では、行政の税の公正公平というのは成り立たないわけですね。そういうところを指摘していたわけでございますが、ここはどういうふうなものに使われるか、それを確認したいと思っております。

それから、飛びまして、節の13の委託料でございます。これは、2つの項目が出ておるんですね。期日前投票等電算処理委託料としまして46万3,000円、投票所投票受付電算処理委託

が45万2,000円,これを合わせますと90万になりまして,予算対比しますと31%になるんですね。

この電算の処理委託なんですが,こういう時期におりまして,当市にも相当メカに強い職員がいるというふうに私は見ております。実際に情報管理とか,ほかにもコンピューターに精通している職員がいるわけですよ。ですから,そういう中でできないのかなということでご質問するわけでございます。

次に,144でございますが,会場等の借上料というのは,5万5,000円ですから安いんですよ。こういうのがあるわけでございますが,これは具体的内容はどのようになっているのか,これを確認しておきたいなと思っております。

それから,145の給与の明細書の中で訂正が入っているものでございますが,これの訂正をされた背景といったらよろしいのか,まず,数字が合っていない状況での,先ほども言ったように印刷ミスが出たわけでございますから,これがなぜ出たのか。この辺の書類の作成後の,最終議員のところへ届けるまでに,どのような過程を踏んでこういうふうな議案書がつけられているのか。

といいますのは,最近,議案書を後で訂正することが非常に多くなっているわけですよ。これは,どこの議会に聞かしても,こういうことはあり得ないという話ですよ。日立とかひたちなか市,東海に,私も仲間がいますから聞いておるんですが,「立原さん,1日,2日前になってそんなことをやっていることはないですよ」というふうに言われるわけですよ。ですから,その辺も踏まえまして,これは職員の方にももっと努力してもらわないと思っておりますが,その辺の部分も含めまして,ご答弁いただきたいと思っております。

1回目の質疑を終わります。

議長(生田目久夫君) 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長(大久保太一君) 立原議員の専決処分にかかわるご質問にお答えを申し上げたいと思えます。

まず,報告第1号から第3号に関しましては,3月の定例議会の最終日のごあいさつの中でも申し上げましたように,地方税法の改正は,第164回通常国会におきまして,平成18年2月7日に提出をされまして,これが成立をいたしましたのは3月27日でございます。3月31日に公布がされまして,翌4月1日からこれを適用するという,非常に1日刻みのような状況で来ておりまして,この施行期日から判断をいたしまして専決処分をしたということで,ご理解をいただきたいと思えます。

それから,報告第4号の斎場の霊柩車の運行にかかわる条例の改正であります。先ほど助役が説明を申し上げましたとおり,3月初めに陸運局の許可申請をいたしましたが,それがなかなかおりないということがありまして,市で所有しております霊柩車を,運行をストップさせることは避けたいということで専決処分をいたしまして,市民へのサービスは従来と変わらない方向で運行するという判断のもとに,専決処分をいたしました。

報告第5号、第6号につきましては、先ほど説明を申し上げましたとおり、特別交付税の年度末での確定、さらには工事負担金の年度末確定通知によるものでございまして、専決処分が適当というふうに判断をいたしました。

そういうことで、地方自治法の第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分をしたところでございます。

なお、参考まででございますが、先ほど申し上げました3月定例議会の最終日のあいさつの中で、ただいま申し上げました専決処分について、これを専決処分をさせていただきますということのご了解をお願いして、3月定例議会は閉会とさせていただいたわけでございます。

以上でございます。

議長（生田目久夫君） 総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長(柴田稔君) 立原議員の質疑の中で、順次お答えを申し上げていきたいと思っております。

まず、常陸太田市条例の一部を改正した報告第1号でございます。この中での全体の計画の中で、住民にとって利益・不利益というものを考察したときに、簡明にご説明をいただきたいというような内容かと思っております。

今回の市税条例の改正につきましては、議員ご発言のとおり、国の地方税法の一部改正による改正でございます。当市の市税条例も、こういうものに基づいて、ただいま市長がお答え申し上げましたように、専決処分で行ったものでございます。

改正の主な内容でございますが、市民税の改正、さらには、軽自動車税の改正、たばこ税の改正、固定資産税、都市計画税の改正という内容、大きくなってございます。

まず、市民税でございますが、国の三位一体改革の一環として、国の所得税から地方の市県民税に3兆円の税源移譲が行われる。これは、既に議員ご承知かと思っております。具体的に申し上げますと、この改正によって、じゃあ市民がどうなるのかということ为例にとった場合ですが、独身者で給与が300万円の方の場合で申しますと、今まで所得税が12万4,000円、住民税が6万4,500円で、合計で18万8,500円という税額になってございます。

今回の改正で算出しますと、所得税が6万2,000円の算出になる。逆に住民税が12万6,500円という算出になるわけでございます。そういう中で、合計では18万8,500円と変わりません。所得税が減った分、住民税の方がそれぞれふえるということで、地方に税源移譲がなされるという改正でございます。ですから、市民1人当たりの負担の総額は変わらないという計算になってございます。

それと、当市で、この税源移譲の改正でどのくらいの額が見込まれるかというものを、17年度の課税額から県の方で試算してございます。そういうのを参考にしますと、当市ではこの改正によって、平成19年度以降1年間で約5億円程度の税の税源移譲というのが見込まれるというような、今、大まかですが、算定がされてございます。さらに、市では、この税源移譲により自主性を発揮した住民サービスを効率的に行うことによりまして、住民福祉の向上に寄与ができると理解をしている改正でございます。

また、市民は、平成11年から実施をされました定率減税は上限が2万ということですが、これは、この改正の中で19年度から廃止になるわけでございます。18年度は2分の1の定率減税という経過があって、19年度から廃止になるということでございます。

2点目の軽自動車税の改正でございますが、地方分権の観点から、課税自主権強化ということで、制限税率を1.2倍から1.5倍にするというものでございます。超過課税をしている団体というのは、全国で25の団体があると聞いておりますが、当市は、標準税率で行っておりますので、当面、改定を予定はしておりません。

3点目のたばこ税の引き上げでございますが、既に本年度予算に、1,786万円を当初予算で見込んでございます。これにつきましては、厳しい財政状況の中で、市にとっても大きな財源ということになるわけでございます。これにつきましては、先ほど説明の中でありましたように、平成18年7月1日からという施行になってございます。そういう中で、当初予算の中でも既に見込んであるという内容になってございます。

次に、4点目ですが、固定資産税、都市計画税の改正でございます。まず、土地については、平成18年度の評価替えに伴い、宅地に係る負担調整措置について、前年度の課税標準額に評価額の5%までを加算できるという改正になってございます。家屋につきましては、耐震工事を行った場合、この減額措置が創設されました。税額の2分の1で3年間という改正でございます。ただ、該当する建物というのは、昭和57年以前に建築をした住宅で、建築基準法に基づく30万以上の工事を行った場合で、面積が120平米までという規定の改正になってございます。

次に、第13条2項の文言改正の部分につきましては、法人税法第2条が改正されたことに対しましての、法人等の区分を改正したということで、改正になってございます。

さらに、16条第2項の改正でございますが、これにつきましては、地震災害に対する個人の自助努力による個人資産の保全を促進し、災害時における個人負担の軽減を図る観点から、損害保険料控除が廃止になりまして、新たに地震保険料控除が創設されるという地方税法の改正によりまして、当市が改正をしております。経過としましては、平成18年度末までに締結をしました長期損害保険につきましては、従前の控除が、この地震保険とあわせて適用されるということでございます。この地震保険というのが20年度から創設されるということで、18年度末までに長期の損害保険を契約しておりますと、それもあわせて控除の対象になるということで、今まで損害保険につきましては1万円が限度でございましたが、これが2万5,000円という控除額が設定されるということで、1万5,000円ほど控除額が引き上げられるという内容でございます。

それと、法人税割の税率で、16条の4の税率100分の14.7と改正がされてございますが、これにつきましては、既に予算書等で数字等が算出されているということになってございますが、法人税割の税率については100分の14.7ということで、これは新旧対照表を見ていただければ、率そのものは改正はございません。条文の前後の削除に基づいて、16条の6であったのが16条の4に条項が変わったと、繰り上げになったという規定の改正でございます。

次に、報告第2号の内容の趣旨ということでご質疑がありました。都市計画税条例の改正につ

きましては、平成18年から平成20年までの各年度分の都市計画税の特例によるということで、土地等の負担調整措置の改正になってございます。

まず、住宅用地につきましては、負担水準が80%未満の場合に、前年度の課税標準額に評価額の5%を加えた額を課税標準額とするという改定でございます。また、その中で商業地については、負担水準が60%に達している場合は、課税標準額を据え置く措置等でありまして、報告第1号で申し上げましたとおり、市としましては、課税の公平化及び制度の簡素化の観点から、一定の評価をしているということでとらえてございます。

さらに、農地につきましては、負担調整を今後3年間、平成18年から平成20年、従来どおりとするという改正になってございます。

次に、報告第5号の中でご答弁申し上げます。一般会計補正予算(第7号)でございます。この中で、歳入の件で1点ご質疑がございました。ゴルフ場の利用税交付金についての内容等についてお聞きしたいということでございます。ゴルフ場の利用税交付金につきましては、地方税法第103条に基づきまして、県が特別徴収義務者である各ゴルフ場から利用税を徴収いたしまして、所在市町村に交付をするものでございます。県が徴収した市町村への交付額というのは、利用税の10分の7、70%が、年3回に分けて交付されることでございます。

詳細のゴルフ場ごとの内容については、守秘義務があるということで、公表はされてございません。ちなみに、常陸太田市の平成17年度の実績で申しますと、今回の補正を含めまして1億716万2,000円というような内容になってございます。8月、12月、3月という交付がございました。

このゴルフ場利用税交付金につきましては、利用者の減によるゴルフ場の中で、プレー費等も料金設定がしてありますが、年々減少しているというような状況にございます。税率につきましては、1級から12級まで、ゴルフ場の利用料金あるいはホールの数で規定がされているという内容になってございます。

次に、報告第7号の補正予算でございます。これは、平成18年度の一般会計補正予算(第1号)でございます。順次ご答弁を申し上げます。

まず、143ページの報酬でございます。これにつきましては、投票管理者という、投票の場合の管理者がおるわけでございまして、常陸太田市の投票所は、総数で52の投票所がございまして、こういう中で、投票管理者は1名でございます。それと、期日前の投票所の管理者ということで、この住民投票に関しましては、期日前投票ができる期間が19日と、大変長い期間が法で定められてございます。この19日間4カ所、常陸太田市役所、さらに金砂郷支所、水府支所、里美支所という投票所で期日前投票が行われる。それと、投票立会人の報酬でございます。これにつきましては、常時2人、投票立会人がこの投票に関しまして立ち会います。これも52カ所分ということで、投票所が大変多いので大きくなってございます。それと、期日前の投票立会人も2人ということで、期日前の投票立会人が入ってございます。それと、選挙長の報酬は、投票を終えました選挙会で当然選挙長というのが必要になりますので、選挙長が1名。それと、投票立会人報酬ということで、これが4人投票所にあります。立会人4人ということの報酬になってご

ざいます。そういう中で、全体で341万4,000円という内容でございます。

次に、職員手当の中で時間外の勤務手当でございます。これにつきましては、投票事務の従事者が、まず時間外ということにかかるわけございまして、13時間投票時間の時間外ということで、これが270人分、総投票所がかかってくるわけでございます。

それと、前日に投票所の設営をする場合でございますが、投票そのものが日曜日ということで考えますと、前日土曜日にそれぞれ従来の選挙どおり投票所の設営をするということで、大体1カ所3時間ぐらいということで、これを1投票所当たり平均して4人程度を見込んでございます。

それと、投票事務の主任者ということで、各投票所には、投票を行っている職員の中で主任者というのを規定することになってございます。これにつきましては、投票事務の主任者ということでこの人数が入ってございます。

それと、期日前投票事務従事者ということで、これについても4カ所、職員約3人程度が張りつくというような計算になってございます。

それと、開票事務従事者ということで、この投票が終わって開票をする場合、時間的には大体4時間程度を想定しておりますが、約80人を見込んでございます。

それと、選挙管理委員会の書記等ということで、この選管の書記というのが8名ほどおります。

それと、期日前の投票立会人が2人ということで考えてございます。

以上、時間外、休日でございますので、投票事務、前日の設定から含めまして、時間外というのがここに計上されております1,907万4,000円というような手当になるわけでございます。

さらに、管理職特別勤務手当という説明が10万2,000円ほどございます。これらにつきましては、市職員の給与に関する規則の中で、21条の2の規定でございますが、管理職特別勤務手当というのが規定されてございます。これは、当市以外、各市でも同じような体制になっていきたいと思いますけれども、こういう選挙の場合、あるいは緊急の災害時の場合、当然、管理職には一般職員と同じような時間外の勤務手当の算出というのはございませんので、手当の額というのが規則の中で定まっている額で、ここに計上になっているわけでございます。

次に、旅費のお尋ねがございました。金額的には3万8,000円という金額でございますが、これは、投票を終えた後、開票所に投票箱を送致する旅費ということで、44カ所分。実際に投票所は52カ所あるわけでございますが、地区によっては1カ所1台にまとめて、マイクロバスのようなもので投票所に向かうという地区もございまして、44カ所分という、従来の選挙と同じような内容で検討してございます。

さらに、11の食糧費関係でございます。食糧費関係につきましては、現在、当市の場合に、いろいろな行政会議の中で、食糧費は、原則昼食は出さない方向でという会議を設定して、今、取り組んでいるわけでございます。会議につきましては、昼食を挟んでの会議は避けるということで、午前中あるいは午後ということで振り分けて、今、食糧費の節減を図ってございます。議員発言のとおり、そういう中で食糧費が年々減ってきているというご発言がありましたが、そういうのに基づいて、経費の節減を図っているということでございます。

ただ、選挙に関しましては、1日、朝の7時から夜の6時、引き続き投票箱を送致しまして、

8時から開票というような、時間的に完全に1日縛られるというような中で、選挙のこれらの立会人、管理者、それと従事者ということで、昼食を今までの選挙どおり予算計上したわけですが、議員ご発言のとおり、この執行に当たりましては、特に従事者職員あたりの昼食というのは、執行の段階でやはり考えていかなきゃいけないのかなということで、今、考えているところでございます。

それと、13節で委託料のご質疑がございました。期日前投票等の電算処理、投票所の投票受付電算処理ということで、46万3,000円、45万2,000円の補正予算の額が計上になってございます。これにつきましては、選挙そのものの選挙人名簿につきましても、住民基本台帳というものから一連した中で行っております。そういう中では、茨城計算センターがこういう事務に携わっているということで、ほかの市町村でも、選挙事務の電算処理というのは委託によって行っているというようなことで、当市においても、これらの委託の中で対応はしております。

ただ、今回の署名関係の提出があった中で、3万からの署名が提出された。こういう中での審査に当たっては、議員が先ほどご発言しましたように、今、市の情報政策課の職員と総務課の職員の若干のプロパーを育てて、当市でも対応して、電算処理を行っています。それらの者がそれぞれ手分けをしまして、市独自のそういう対象のプログラムを積んで、実際には計算センターの方とは切り離れた中での、そういうプログラムを組んでの対処も行ったというようなことでございまして、全体的には、今、市の電算化の委託をどうするかというのは、市の情報政策課の方で、いろいろな部分で合併後の電算の委託について見直しを図ってございます。

ちなみに、実際に茨城計算センターに委託をしていないで市独自で行っている市が、ひたちなか市がございまして。ひたちなか市を参考に、前に立原議員からもお話があったかと思いますが、うちの方でも調査をしました。その中で実際に調べてみますと、市で電算室を持って、市独自で行っているんですけれども、茨城計算センターから常時9名の職員が来ていただいて、実質的には市の電算室で行って、動かしているということではあるけれども、大半が計算センターの職員が来て、お願いをしているという事実もございまして。そういう中では、やはりメリット・デメリットを今後も引き続き検討しながら、電算処理の委託というのは市全体の中で考えていくということになるかというふうに考えてございます。

それと、最後でございますが、145ページの給与費明細の補正後のその他の特別職というようなことで、194人の数のところを33名というようなことで、議員ご指摘のとおり、大変ご迷惑をかけました。これにつきましては、専決処分ですので、当然、専決処分の決裁はいただいております。そういう中で、実際にこの予算を編成する中で、いろいろな原稿をつくりまして、急遽やっておりますので、その中で、人数の調査、把握がそのままこれをふやさない部分での印刷でしてしまったということで、臨時議会開催までに間がありますので、当日の訂正じゃなくて、各議員のところへ配付した訂正を職員が回って訂正しようということで、急遽対応をして、今回訂正をしたわけでございます。

これにつきましては、合併以後、議案のこれらの訂正箇所というのが、議員ご指摘のとおり大変多いということで、再三議会のたびに注意を払っているところでございます。そういう中では、

今回、またしてもこの1カ所、訂正箇所が出たということにつきましては、本当に申しわけないということで、その訂正についてもおわびをしながら、今後、さらに訂正箇所が出ないように努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（生田目久夫君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 立原議員からのご質問の報告第3号に係る改正の内容と真意についてのお答えをいたしてまいります。

報告第3号は、平成18年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律に基づきまして、平成18年4月1日より施行となる常陸太田市国民健康保険税条例を改正するものでございます。大きな改正点としましては、介護納付金課税限度額の変更と、公的年金等の控除の改正に伴う経過措置でございます。

まず1点の、第2条第3項に係る介護納付金の課税限度額の変更につきましては、年齢が40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者のうち、国民健康保険に加入する方の介護納付金に係る保険税の限度額の改正でございます。介護保険制度において各保険者は、介護保険制度の給付等に充てるために、介護納付金を社会保険の診療報酬支払基金に納付することに定められております。この納付金の財源としましては、被保険者から徴収する保険税と、国・県の補助金及び市の方から出します市費などとするものでありまして、被保険者から徴収する保険税の限度額が、従来は8万円でございます。これが9万円に改正されたものでございます。

この限度額につきましては、地方税法において、納税義務者間の負担の均衡を考慮し、設定しているものでありますが、ここ数年、介護保険制度において給付額が増大しまして、各保険者が基金へ納付する介護納付金の額も増加していることによりまして、改正となったものでございます。

それから、続きまして、2番目の第14条及び新たに追加する附則に係る公的年金控除の改正に伴う経過措置につきましては、所得税法等において、65歳以上の公的年金等控除の額が140万円から120万円に引き下げられたことに伴い、公的年金を受けている方の保険税が急激に上昇してしまうために、この上昇を緩和するため、緩和措置をとるものでございます。

この経過措置につきましては、平成18年、19年度の2カ年の措置でございます。平成17年1月1日現在65歳以上の年金収入のみの単身世帯の方の場合を考えましてお話を申し上げますと、医療保険分の保険税でご説明します。平成18年度の軽減する額は、5項のところは13万円と控除額がございましたけれども、これに対しまして、3万5,400円から1万800円の間までとなります。それから、平成19年度分につきましては、6項で7万円の控除となっておりますので、これにつきましては、3万400円から5,800円までの軽減を行うものとなっております。

以上が、常陸太田市国民健康保険税条例の主な改正点でございます。

議長（生田目久夫君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 報告第4号に係る質疑についてお答えいたします。

市霊柩車の期日の延期に係る会計年度であります。当初4月1日を予定していましたが、経営譲渡の認可書交付が6月7日に決定しましたので、7月1日より財団法人里美ふるさと振興公社へ移行の予定ですので、指定管理者との協定分を7月から3月までの9カ月分を算定し、支出しますので、既定予算内で対応できますので、問題ないと思っています。

議長（生田目久夫君） 総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 立原議員の質疑で答弁漏れがございました。最後の補正予算の関係でございまして、144ページの会場借上料についてのご質疑で、大変申しわけありません。ご答弁申し上げます。この会場借り上げでございますが、投票所の会場借り上げになるわけでございます。必ずしも市の公共施設を使うことができない投票所が、52カ所のうち太田で7カ所、金砂郷で11カ所という会場が借上料の対象になってございます。その予算ということで、5万5,000円ほど予算計上をいたしました。

以上でございます。

議長（生田目久夫君） 26番立原正一君。

〔26番 立原正一君登壇〕

26番（立原正一君） 2回目の質疑をしたいと考えてございます。

おのあの説明をいただきまして、理解をいたしますが、第1号の方の条例につきましては、住民としては決して楽にはなっていないというようなことでございますが、国の政策ということから、あえて末端自治体のところで声を上げてみましても、どうしようもならないだろうということをお身に言い聞かせながら、理解をしたいと思っております。

続きまして、2項でございます。計画税でございますが、ここにつきまして、質疑に対する答弁については理解をいたしますが、ここで、参考まででございますが、お伺いしておきたいと思っております。この都市計画税につきましては、税法上で、この計画区域の中で、そこには5年に1度の見直しといいたしめようか、その地域に行きまして、住民との懇談をしながら、地域計画に対するのと、都市計画に対するのと、税額の……、そこにはほかの方たちよりも余計に都市計画税というのを払っていただいているわけですから、そこにはサービスもつけなきゃならないわけですね。そういうものは5年に1回というようなことを私は記憶しているわけでございますが、当市といたしまして、どのようなことをされているのか。ここ数年のところ結構でございますので、この地域についてはこんなことをしたということだけを、お伺いしておきたいと考えてございます。

次に、3項でございますが、健康保険税につきましては理解をいたしました。ありがとうございます。

次に、4項でございます。霊柩車のことでございますが、部長が何ら問題ないというメモを読み上げられましたから、問題なければ問題ないと。通常の行政の会計年度というのは、一応3月

エンド。実際の収入支出の算出には5月までかかるということになっておりますが、そのようになっておるので問題ないということでございますから、それは結構でございます。

次に、第5号でございますが、これにつきまして、ゴルフ場の件は守秘義務があるということでございますから、それは理解をいたします。これから、太田につきましては結構ゴルフ場があるわけでございますので、ゴルフ場の方からの自主財源と言ったらいいんでしょうけれども、そういうものが入るようにしていかなきゃならないだろうなというふうに肝に銘じておきたいと考えてございます。

次に、第6号でございます。これは、一応先ほど言って、オーケーということでございますので、これはそのまま飛ばしまして、7号に入りたいと思っております。これも、細かなところまでご説明をいただきました。

それで、ここで、私はどうしても許せないのがありまして、総務部長自身も、言葉、歯切れが悪い答弁をしておりました食糧費の件でございますが、これは、やっぱりこういう時期ですから、報酬を払うわけですから、朝早くても、夜遅くまででも、お金を払っているわけですからね。私らが企業でよく言われたのは、けがと弁当は自分持ちだと。だから、けがしてはだめだというふうに言われていましたんですよ。したがって、報酬からの食糧費というものは出していただけないもんでしょうかね。太田は財政が非常に厳しいということを言われているわけですから、やはりどんぶり1杯のご飯の量のお金は自分で出していただくと、そういう教育が私は必要だと思うんですよ。これは、自治体がやらなければやらないんですよ。調整の中で担当係長が、今までもこれをやってきましたと、一般的にはこうやっているんですけど、盛んにそれを念を押すわけですよ。私が言ったのは、気づいたときから直しなさいと言っているんです。ここでそれをやらないと、行政からやらないと、食事の時間を挟んだ会議をやらないという、それでいいかということではないと私は思うんですよ。

いろんなことがありますから、私も理解はいたします。しかし、私としましては、この食糧費というものは、当市の財政上からゼロにしていきたい。報酬を払っている人に対する食事については、そこから出していただけないものかというふうに常に自分に言い聞かせながら、自分もそのとおりやっているんですが、そんなようなところをもう1回ご答弁いただきたいと思っております。

それから、先ほど印刷ミスだということございましたから、深くは申し上げませんが、やはりこういう行政の言葉というものは重いわけでございますから、これではあまりにも印刷した側の方の責任が問われるわけですよ。この辺のところの所見がなかったというようなことは残念でございますが、もし答弁いただけるのであれば、その辺も含めた形の中で、再度お伺いしておきたいと考えています。

私の質疑を終わります。ありがとうございました。

議長（生田目久夫君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 再度の質疑にお答えを申し上げます。

まず、都市計画税関係の件でございます。この都市計画税を払っている地域には、何かしてきたのかというようなことでございます。こういう中では、市として、都市計画税を払っている区域というのは都市計画区域ということでございますので、一番大きい事業では下水道事業を都市計画区域に行っていると。それと、その他、街路事業というのは都市計画街路というような事業の中で行っているということで、主なものということであれば、大きいのはこの2つが挙げられるかと考えられます。

それと、2点目の食糧費の件でございます。食糧費を財政上ゼロとしていただきたいということでございますが、食糧費を必ずしもゼロということには、行政上の中で非常に難しいのかなというふうには考えております。ただ、食糧費をできるだけ減らすということについては、先ほどご答弁申しましたように、今、市の方でもそういう中で少しずつ積み上げて対応をしてきているという中で、さらにこういう選挙事務についても、執行までにはある程度の見直しを図って、食糧費の節減に努めるというのを考えていかなきゃならないのかなというふうには考えております。

また、最後の給与費明細の訂正の件でございます。これにつきましては、先ほど申し上げました内容でございます。大変申しわけございませんが、今後、十分気をつけてまいりたいと思えます。

以上です。

議長（生田目久夫君） 助役。

〔助役 梅原勤君登壇〕

助役（梅原勤君） 議案書の訂正ということについて、立原議員からご指摘がございました。私ども、公平公正な執行に努めるという観点から、さらに一層、こうした、いわゆる修正をして議員の皆さん方に提出するというようなことのないように、厳正な事務執行に努めてまいりたいと覚悟のほどを述べさせていただきます。おわび申し上げます。

以上です。

議長（生田目久夫君） 次、54番宇野隆子君の発言を許します。

〔54番 宇野隆子君登壇〕

54番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。市民の皆さん、本日はご苦労さまです。私は、専決処分の承認を求めることについての報告第1号と報告第3号の2件について質疑をいたします。

報告第1号常陸太田市市税条例の一部を改正する条例、25ページですけれども、この新旧対照表を見ながら質疑したいと思うんですけれども、個人の市民税の非課税の範囲、第10条の2項、現行の当該金額17万6,000円を加算した金額が、改正案では16万8,000円を加算額となり、加算金額が減額されておりますけれども、ことしの申告の内容から推計いたしまして、何名ほどの市民が増税になるのか、お伺いをいたします。

次に、32ページ、市民税の申告の第18条の2の損害保険料控除の廃止の問題です。平成18年度はそのまま、平成19年度から廃止となるわけです。そして、新たに地震保険料控除制度が創設されるわけです。控除額は、先ほども総務部長から説明がありましたけれども、地震保険

料等の2分の1が所得控除されます。しかし、地震保険は単独では加入できず、損害保険の特約でしか加入はできません。また、損害保険料控除は最高1万円ということで、先ほどもお話がありました。新しい地震保険料等の控除は、最高2万5,000円となると。1万5,000円の幅ができるという話でありますけれども、聞くところによりますと、この保険料は地震が起こりそうな地域ほど高くなると、このような逆な意味で市民に負担がかかるということが言えると思います。現在、損害保険料控除の適用者数が納税者の何%に当たるのか、お伺いをいたしたいと思います。

この損害保険、火災保険だけに加入している場合には増税となるわけですね。日本損害保険協会によりますと、火災保険だけしか入っていない方たちが6割を超えているという報告が出されておりますけれども、当市の現状について伺いたいと思います。

次に、報告第3号常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について伺いたいと思います。103ページの課税額第2条の3項介護納付金の課税額ですけれども、現行8万円から9万円に引き上げられたと。これは、先ほど同僚議員の質問でもご説明がありましたけれども、最高限度額といいたいでしょうか、これが引き上げられたわけですね。ですから、これまで8万を超える方は8万円まで払えばよかったわけですけれども、1万円引き上げられたということで、8万5,000円になった方は5,000円、今度新たに納めなくちゃならない。8万9,000円の方は9,000円納めなくてはならないということで、大きな負担になるわけですね。今でさえも介護保険は高いという中で、これは大変な増税になると私は思うわけです。新たに対象となる人が何人ぐらいいるのか、伺いたいと思います。

もう1点は、104ページですけれども、国保税の経過措置の問題について伺いたいと思います。この中で、法定軽減制度において、公的年金等控除適用者の軽減判定の特例となる控除額15万円に、06年、平成18年度ですけれども、13万円、07年、来年は7万円が上乘せされるわけです。例えば、単身世帯で年金収入月15万円といえますと年額180万円、資産なしですね、このケースで見まして、課税総額がどのようになるのかということで、私も若干試算をしてみましたけれども、これによりますと、2年間は18、19年度と経過措置がありますけれども、平成17年度の課税額に比べますと、2年以降、平成20年のときにはもう全廃ですから、そうしますと、17年度の3倍近くの額になるわけですね。私は、試算してみてもこういうことになったわけなんですけれども、年額180万の年金を受け取る方の課税総額について伺いたいと思います。

以上、報告第1号、第3号について伺いたいと思います。

議長（生田目久夫君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） それでは、宇野議員の質疑にお答えを申し上げます。

報告第1号の中の質疑が2点ほどございました。まず第1点目の10条の改正でございます。控除額が16万8,000円になった場合ということで、現行から8,000円の引き下げという影響でございます。個人市民税の非課税限度額の改正についてのご質疑でございますので、内容に

つきまして、今回の地方税法改正に伴いまして、従来合計所得金額28万に、配偶者や扶養者1人について17万6,000円を加算した。この加算した金額以下である場合は非課税であったものが、今回、1人当たり16万8,000円と、8,000円引き下げになったと。これは、生活保護等の生活扶助費基準額の変更によって、こういう額の変更になったということの内容になってございます。個人市民税は、低所得者の税負担に配慮した、所得が一定水準以下の場合の非課税ということになっておりまして、その中で、均等割につきましては、ただいま申しました生活扶助基準が勘案されて、今回の改正だと。

この引き下げになる影響ということでございます。18年度の納税義務者につきましては、4万3,156人ございます。そのうち非課税者が1万6,567人となっております。昨年17年度の非課税者が1万8,561名、その中で17と18で対比しますと、1,994人が増加になるということになりますが、平成17年度で、このうち高齢者控除の廃止が税法の改正の中で行われております。これらを除いてみますと、約99名というような数が、この8,000円の引き下げによる課税対象者と、今、考えられております。

次に、損害保険控除の廃止及び地震保険の創設についての所得控除の件でございますが、市民税の申告におけるこの損害保険料控除としまして、火災保険加入者は短期と長期ということで、先ほど立原議員の質問でもご答弁申し上げましたように、合計で1万円。今、宇野議員ご指摘のとおり、今度の地震保険で2万5,000円が創設されるということでございます。

この地震保険、新たな保険ができて損害保険がなくなるという場合の、廃止による影響ということで、18年度の実績で申し上げますと、長期10年ものの損害保険に入っている方が3,677件というような件数が、申告の中でことは上がってきてございます。さらに、長期10年以下の掛け捨て等、こういうのを含めた短期の部分でございますが、これが9,442件という件数になってございます。当然、この短期分の方も、この地震保険ができた場合には、さらに続けて短期になるのか、長期になるのかというのは、それぞれの加入の判断になるかと思っておりますけれども、そういう中では、先ほどの損害保険の控除を受けている納税者は何%かという質疑もございましたが、これにつきましてはおよそ49%というようなパーセントになっているということでございます。

以上です。

議長（生田目久夫君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 宇野議員の報告第3号に係る改正の内容に対しましてお答えを申し上げます。先ほど立原議員にもお答えしておりますが、8万円から9万円に改正されるということでございます。この改正による被保険者の方への影響であります。平成17年7月現在の保険税本算定時において、限度額の8万円に達している世帯でございますが、市全体で120世帯でございます。この世帯の方が、100円から最大で1万円を支払うことになるということになるわけでございます。

続きまして、公的年金等控除の改正に伴う経過措置につきましては、所得税法等において、6

5歳以上の公的年金等控除額が140万円から120万円に引き下げられたことに伴いまして、公的年金を受けている方の保険税が急激に上昇してしまうために、この上昇を緩和するための経過措置でございます。

この経過措置につきましては、平成18年、19年における措置でございます。議員のおっしゃるとおりでございます。平成17年1月1日現在、65歳以上の年金収入のみの単身世帯の方の場合における年金収入が180万円ということでございましたので、その方の医療保険分の保険税についてご説明を申し上げます。

平成17年度の保険税については、2万2,200円であります。同じ状況において、経過措置がなかった場合には、議員おっしゃるとおり、平成18年度の保険税が6万3,400円となります。この急激な保険税の上昇を緩和するために、所得割額の算定並びに減額に係る特例としまして、それぞれ平成18年度に13万円と平成19年度に7万円の控除を保険算定時に加えるものでございます。これによりまして、保険税は、平成18年度において経過措置がなされなかった場合は6万3,400円から、3万5,400円減額された2万8,000円となります。平成19年度におきましては、5,800円減額された5万7,600円となるものであります。

このように、高齢者に与える影響の大きい公的等控除の額の改正を段階的に緩和するものとなっております。

以上でございます。

議長（生田目久夫君） 54番宇野隆子君。

〔54番 宇野隆子君登壇〕

54番（宇野隆子君） 2回目の質疑ですけれども、これは市長にお伺いしたいと思うんですけれども、今、それぞれ担当部長からご説明いただきましたけれども、高齢者の方々などに対しましても非常に負担増になっているということなんですけれども、これはそういうことでの国の地方税法の改正ですけれども、市町村に与える影響も大きいわけですね。そういう意味では、今回の国の地方税法改正をどのようにお受けとめになられているか、伺いたいと思います。

以上で、私の質疑を終わります。

議長（生田目久夫君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 宇野議員の、地方税法の改正について市長としてどう考えるかというご質問をいただきました。

今、この地方税法がなぜ改正をされているか。それは、三位一体の改革の中の一環として行われているわけでありまして、それに伴いまして、福祉関連の国民健康保険、あるいは介護保険等の負担金が改正をされているという状況下にあります。

私としましては、例えばこの常陸太田市を考えましたときに、高齢化率等もどんどん進んでいる。そんな中で、老人保健ですとか、あるいは介護保険について、これを将来に向けて、単独の市町村がその制度を維持していくのかどうか、そのあたりに大きな問題点があるかと思っております。県におきましては、老人保健につきましては、連合会組織をいたしまして、県全体で老人保健等

の高騰しております医療給付金に対応していこうと、こんな動きが出てきておるところでございます。地方の特色といいますか、特性といいますか、人口減少の状況、あるいは高齢化率の進展、そういうことを考えましたときに、もっと細切れの団体でやるべきなのか、大きくすべきなのか。私としては大きくすべきじゃないかと、そんなところも考えております。

答弁にならないかもしれませんが、今、三位一体の改革の中で、市民のサービス向上、さらにはそれにかかわります財政の確立という点から、その負担もふえてきているという状況下にあります。このことの方自体は今後も変わらないのじゃないかというふうには思いますが、先ほど来質問等ございますように、極力全体の経費削減ということ而努力しながら、今、一般会計から特別会計には繰り出しをしておりますが、そんなことも視野に入れて検討を進めていくべきだというふうに思っております。

以上でございます。

議長（生田目久夫君） 以上で、質疑を終結いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午後0時08分休憩

午後1時00分再開

議長（生田目久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

報告第1号、報告第2号、報告第3号、報告第7号、以上4件について討論の通告がありますので、発言を許します。

54番宇野隆子君。

〔54番 宇野隆子君登壇〕

54番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。私は、報告第1号、第2号、第3号、第7号の4件について反対の討論を行います。

報告第1号から第3号までの3件については、地方税法等の改正に伴う条例の一部改正となっております。2006年の地方税法改正は、先ほど市長からもお話がありました三位一体改革の区切りの年度として、1つとして約3兆円の税源移譲、2つとして定率減税の全廃、3つ目として固定資産税の負担調整措置の強化などが行われました。これらは、国民生活に大きな影響、負担を強いるものです。

質疑の中でも何点か伺いましたけれども、定率減税の廃止は、07年、平成19年からの徴収分から増税となります。また、固定資産税の経過措置として、負担調整措置が行われてはいますが、この措置を、国は「簡素化し均衡化を促進する」ということを言っておりますけれども、一層の負担増が行われます。毎年5%以上の連続した課税標準額の引き上げがされるわけです。これは、都市計画税にも連動するもので、地代や家賃への影響も心配されるところです。このような国民にさらなる負担を強いる地方税法の改正は、認められません。よって、第1号から第3号に反対をいたします。

報告第7号専決処分の承認を求めることについて（平成18年度一般会計補正予算）についてです。この補正額3,028万4,000円は、総務費の市議会解散投票費です。既に執行されております。私は、市民の多数の声を真摯に受けとめて議会はみずから解散すべきだと、これまでも一貫して主張してきました。ですから、住民投票にかかわる補正予算は認められません。

以上4件について反対をし、討論といたします。

議長（生田目久夫君） 以上で、討論を終結いたします。

議長（生田目久夫君） 採決いたします。

報告第1号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例）については、原案承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（生田目久夫君） 起立多数であります。よって、報告第1号については、原案承認することに決しました。

議長（生田目久夫君） 採決いたします。

報告第2号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）については、原案承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（生田目久夫君） 起立多数であります。よって、報告第2号については、原案承認することに決しました。

議長（生田目久夫君） 採決いたします。

報告第3号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、原案承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（生田目久夫君） 起立多数であります。よって、報告第3号については、原案承認することに決しました。

議長（生田目久夫君） お諮りいたします。

報告第4号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市営斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）について、報告第5号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号））について、報告第6号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第6号））について、以上3件については原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。よって、報告第4号から報告第6号までの以

上3件については、原案承認することに決しました。

議長（生田目久夫君） 採決いたします。

報告第7号専決処分承認を求めることについて（平成18年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号））については、原案承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（生田目久夫君） 起立多数であります。よって、報告第7号については、原案承認することに決しました。

日程第3 議員提案第4号

議長（生田目久夫君） 次、日程第3、議員提案第4号常陸太田市議会解散請求に対する弁明書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。67番木村徳二君。

〔67番 木村徳二君登壇〕

67番（木村徳二君） 議長よりご指名賜りました67番木村でございます。ただいまからご説明申し上げたいと思います。

日程第3、議員提案第4号常陸太田市議会解散請求に対する弁明書案につきまして、提出者としてご説明を申し上げます。

本弁明書案につきましては、このたびの常陸太田市議会解散請求の賛成者が所定の3分の1以上を上回ったのを受けまして、太田市選挙管理委員会は、地方自治法第104条第1項の規定により、解散請求書を受理した日から20日以内に、議会から弁明の要旨（1,000字以内）その他必要な事項を記入した弁明書を徴さなければならないという規定の中で、過日、生田目議長あて通知がまいりました。そうした中で、議会内で調整をいたしました結果、所定の賛成者がございまして、同意を得まして、作成したものでございます。

過日の全員協議会の席上、議会の事務局長より弁明書案について朗読がございました。しかし、その後、数字等に誤りがございましたので、訂正をさせていただきまして、本弁明書を提出したわけございまして、皆様方のご了承をお願い申し上げたいと思います。

あくまでも案でございます。議員各位の中でお気づきの点がございましたら、直ちに修正をして、そうした中で、この弁明書を本議会においてぜひともご採択、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。議員各位のお手元に配付してあります案につきまして、朗読をもって説明をさせていただきたいと思います。

議員提案第4号常陸太田市議会解散請求に対する弁明書の提出について。上記の議案について、別紙のとおり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第104条1項の規定により、常陸太田市議会解散請求に対する弁明書を提出するものであります。平成18年5月31日提出。提出者、常陸太田市議会議員木村徳二。賛成者、同じく宮本昭、天木元、益子寿、吉村誠、成井一夫、片野宗隆、須藤健志、綿引猛始、岩間国高、川上和衛、堀江欣寿、吉成和昭、永井猛、小

田部功，木村茂男，矢部正心，立原正一，興野勉，小林英機，金沢広道，それぞれの議員各位の賛成をいただきまして，この弁明書を提出したところでございます。

提案理由につきましては，平成18年5月17日付で常陸太田市選挙管理委員長より求められていた常陸太田市議会解散請求に対する弁明書について，提出するものでございます。

以下，常陸太田市議会解散請求に対する弁明書を朗読させていただきたいと思っております。

平成の大合併，これは小泉内閣の構造改革の中で行われた地方分権の推進，三位一体の改革等の流れの中で，市町村合併特例法を制定し，地方公共団体の合併，合理化等を遂行するために，政府はあめとむちによってなされ，私ども4市町村も協議の結果合併し，新生常陸太田市が誕生したのであります。

解散請求者は，議員数が多過ぎて市財政を圧迫していると批判しているが，合併に踏み切った理由を申し述べますと，国と県は，平成17年3月までに合併すれば，4市町村に対し総額236億円の交付金，補助金とあわせ，合併後10年間特例債の70%が交付金で保証されるというすばらしい条件の中で，期限内に合併したのであります。

常陸太田市の財政力は県下32市の中で下から5番目でありますが，一次産業が多いため，市民が負担する市税収入は，常陸大宮市と比較しても，市民1人当たりの市税負担額は1万3,178円少ないわずか7万7,985円で，県下では最下位であります。したがって，常陸太田市の財政は容易ではありませんが，今回の合併によって，先ほども説明いたしました，特例法によって国・県の特別な支援があり，むしろ市財政は潤うのであります。

私ども議員の歳費も，市の財政需要額として交付金算定基準に算入されており，解散請求の中で言われているような市財政の圧迫要因にはなっておりません。

合併に至るまでには，種々紆余曲折がありましたが，私どもは，市の将来を考慮して合併に賛同したのであり，今後は，旧4市町村の地域格差を一日も早く是正し，一体化を図りながら，均衡ある各種の条件整備に真剣に取り組んでいくことこそが，我々議員に課せられた責務であると確信をいたしております。

平成19年4月まで残された任期はわずか10カ月です。今なぜここで解散せねばならないのか，せつかく大切にしてきた市民の皆様との信頼関係が裏切られた感じでいっぱいあります。

ご承知のとおり，合併のねらいは行政のスリム化をすることでありますが，結果としては，地域のバランスを失うことも懸念するものであります。私ども議員も住民の皆様と相互協働の中で，新生常陸太田市を盛り上げ，住みよい郷土づくりの視点は同じだと思います。

いよいよ平成19年からは，議員定数は26名になります。今後，残された任期中は，一層市民福祉向上のため信頼が得られるよう努力する所存でございます。

皆様方のご理解あるご判断を期待し，議会解散請求に対する弁明といたします。平成18年5月31日，常陸太田市議会。

どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（生田目久夫君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

議長（生田目久夫君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（生田目久夫君） これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

54番宇野隆子君の発言を許します。

〔54番 宇野隆子君登壇〕

54番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。議員提案第4号常陸太田市議会解散請求に対する弁明書の提出について、反対の討論を行います。

提出者木村徳二議員と20名の賛成者によりまして、ただいま弁明書の提出についてのご提案がありました。私は、常陸太田市民から地方自治法第76条第1項の規定によって議会解散請求がなされたことに対する弁明書の提出は必要なしの立場から、弁明書の内容について踏み込んだ意見は控えたいと思います。

この間、何回か開かれました全員協議会の席上で、住民の多数の声を真摯に受けとめて、議会のみずから解散すべきではないかと主張してまいりました。解散請求に必要な全有権者の3分の1を大きく上回った署名総数2万3,005人分の重みを真摯に受けとめ、自主的に速やかに解散すべきではないかと、再度議員各位に同意を求めたいと思います。

解散の賛否を問う住民投票は行うべきではなく、議会からの市民の解散請求に対する弁明書は、先ほども申し上げましたように必要ありません。また、弁明書を可決するということになれば、議会が市民の多数の意思に背を向けて、議会の解散を拒否したことにもなります。住民こそ主人公の立場から、私は弁明書提出に反対の意見を述べまして、討論といたします。

議長（生田目久夫君） 次、23番小林英機君の発言を許します。

〔23番 小林英機君登壇〕

23番（小林英機君） 23番小林英機でございます。私は、議員提案第4号常陸太田市議会解散請求に対する弁明書の提出について、賛成の立場から討論を行います。形式的理由と実質的理由に分けて論じたいと思います。

まず、形式的理由から入ります。弁明書の提出の根拠は、地方自治法施行令第104条であります。第104条は、普通地方公共団体の選挙管理委員会は、議会の解散請求書を受理したときは、20日以内に議会から弁明の要旨その他必要な事項を記載した弁明書を徴さなければなら

いと規定しております。これは、選挙管理委員会から議会に対して求めなければならないという規定ですが、議会もこれに応じて、義務ではないが、弁明書提出に応じてくださいよと言っているわけであります。

弁明書は、投票所の入り口、その他公衆の見やすい場所に掲示し、市民が住民投票の判断材料にするものであります。もし弁明書を、選挙管理委員会の要求を拒絶して提出しないことにすると、議会は、市民に住民投票の判断材料を提供しないこととなります。我々議員は、市民から信託を受けて在任しております。信託を受けている以上、住民投票の判断材料である弁明書を提出することは、議会の責務と考えます。よって、弁明書を提出することは、妥当であると考えます。

次に、実質的理由に入ります。議会解散の請求の要旨は、議員66名は市の財政負担が多いので、財政健全化のために早期解散しなさいと言っております。問題は、この66名という数字は一体どこから出てきたのかということであります。決して1人で歩いてきたわけではありません。それは、市町村の合併の特例に関する法律の中の議会の議員の在任に関する特例を、常陸太田市が採用したからであります。したがって、66名は、この議員の在任特例から派生したものであります。したがって、今回の住民投票は、この議員の在任特例の是非が、市民によって今、裁かれようとしていることでもあります。

常陸太田市は、合併の方式として編入合併の方式を採用しました。編入方式によりますと、編入される町村は、編入されると同時に法人格を失い、消滅いたします。その結果、町長、村長、議会の議員は身分を失い、失職いたします。そこで、合併をしやすくするために、特例法は、編入される議会の議員は、編入する議会の議員の残任期間に相当する期間在任することができるとしたのが、いわゆる議員の在任特例制度であります。この制度により、旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村の議会の議員は、旧常陸太田市の議会の議員の残任期間である平成19年4月30日まで在任することになったのであります。この在任特例は、民間人を含めた合併協議会で別段の異議なく承認可決され、常陸太田市、金砂郷町、水府村、里美村の4つの議会で、満場一致で採択されたものであります。

この在任特例制度を採用した理由は、1つは、合併しやすくするためであります。2つ目は、合併時は地域が一体化しておらず、地域の均衡ある発展のためには、在任特例制度が望ましいからであります。3つ目は、合併協議会で処理できなかつた未処理案件が多く、現在も46件を数えております。この未処理案件を、地域の実情に精通した在任特例議員を含めた66名で処理することが、より公平公正な処理が期待できると考えたからであります。

私は、旧常陸太田市の議員でありますから、在任特例の恩恵に浴してはおりません。しかし、在任特例を含む合併議案を満場一致で採択した1人であります。ここで弁明書を提出しないということは、議会の解散を求める請求に対し擬制自白をしたことであり、在任特例は誤ってしまたと認めることであります。平成16年12月1日、新生常陸太田市が誕生して、1年数カ月で自分の考えを否定するものであります。まさに朝令暮改であります。議会の意思決定は、そんなに軽いものでしたでしょうか。私は、議会の意思決定は重いものであると考えますので、弁明書は提出すべきものと考えます。

次に、合併後の議会の活動について考えます。議会は、議員の費用弁償をことし1月から廃止いたしました。また、地方自治法で上限が定められている議会の議員の条例定数について、人口5万人以下の常陸大宮市では、上限26名のところを上限いっぱいの26名で決めたのに対し、我が常陸太田市は、上限30名のところを4名縮減し、26名と決定いたしました。さらには、議員1人年間24万円支給されていた政務調査費についても、全員協議会で15万円に縮減することを申し合わせ、現在実行しているところであります。

解散請求の要旨を見ますと、議会は財政健全化を目指すべきなのに、一向にその動きが見られないと言っているのであります。要するに、議会の活動で評価するものはないと言っているのあります。この点からも、議会は弁明書を提出すべきなのであります。もし、それでも弁明書を提出する必要がないと言う議員がいるとすれば、議会人としてのプライドは一体どこに置いてきてしまったのかと考えざるを得ません。(発言する者あり)

議長(生田目久夫君) 静粛に願います。

23番(小林英機君) 議員の在任特例を含む合併について主導的役割を果たしたのは、議会というよりも、合併協議会の議長であった渡辺龍一市長であります。我々は、渡辺龍一市長が4選出馬されるとき、間近に迫る合併をまとめることができるのは渡辺市長を置いてほかにいないとし、こぞって応援をいたしました。青年会議所の皆さん、町会長の皆さん、その他大勢の方が応援したのであります。そして、合併を見事成立させ、合併最大の功労者となったのであります。しかし、今回の議会解散の請求は、議員の在任特例制度の是か非かを問うものであり、議会の責任だけでなく、あわせて渡辺龍一市長の責任を問うものであります。非常に悲しい気持ちであります。

また、選挙管理委員会が弁明書の提出を求めている名あて人は、議会個人ではなく、議会そのものであります。議会は、この問題についてずっと静観を続けてきました。議会として一体何を考えているのか意思表示できるのは、この弁明書の提出がラストチャンスに近いわけであります。

最後に、私は、常陸太田市の市民、そして常陸大宮市の市民と、弁明書の提出について意見交換をしました。その結果出てきた結論は、勝つか負けるかは別として、議会が弁明書も提出できないようでは市民から笑われてしまいますよということでありました。

以上で、私の賛成討論を終わります。

〔発言する者多し〕

議長(生田目久夫君) 静粛に願います。

以上で、討論を終結いたします。

議長(生田目久夫君) 採決いたします。

議員提案第4号常陸太田市議会解散請求に対する弁明書の提出については、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(生田目久夫君) 起立少数であります。よって、議員提案第4号については、否決され

ました。

議長（生田目久夫君） 以上をもって、今期臨時会の議事は、すべて議了いたしました。
閉会に先立ち、市長のあいさつを願います。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成18年第2回市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会は、専決処分の承認を求めることについて7件、議員招集請求による常陸太田市議会解散請求に対する弁明書の提出についての付議事件1件についてご審議をいただきました。

専決処分の全案件につきまして、原案のとおり承認を賜りまして、まことにありがとうございました。議員の皆様のご慎重かつ熱心なご審議に対しまして、心から感謝を申し上げます。行政といたしまして、今後とも経費の削減等、行財政の改革と公正公平な行政執行に努めてまいります所存でございます。

間もなく梅雨に入ることになりますが、議員の皆様にはご自愛をいただきまして、ますますのご活躍をご期待申し上げますとともに、あわせて、市政の進展とその円滑な運営のため、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。ご苦労さまでございました。

議長（生田目久夫君） 以上をもって、平成18年第2回常陸太田市議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

午後1時36分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員